



入札告示

札幌市告示第 3411 号

札幌市コールセンター運営業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和元年 7 月 1 日
札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市 総務局 広報部 市民の声を聞く課

電話：(011) 211-2045 / E メール：crm_project@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名

札幌市コールセンター運営業務

(2) 業務の内容

「札幌市コールセンター運営業務仕様書」による。

(3) 業務履行期間

令和元年 (2019 年) 12 月 1 日から令和 6 年 (2024 年) 11 月 30 日まで (60 か月) とする。

(4) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び企画書を提出すること。

入札金額は月額で行うこと。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 8% に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額 (1 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。) を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

免除する。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当する者は、入札に参加する資格を有さない。

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿 (物品・役務) において、「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に業種が登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始の決定後の者は除く。) 等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 入札書・企画書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく、参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人間関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64号第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

(1) 場所

入札説明書、契約書(案)等の書類は、上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/>) から入手可能とする。

(2) 期間

この告示の日から入札書等の提出期限の前日までとする。

ただし、上記1の場所での交付については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

5 入札書・企画書の提出等について

入札に参加する者は、入札書と企画書に必要事項を記載の上、提出すること。

(1) 入札書・企画書の提出期限及び提出場所

令和元年（2019年）7月26日（金）16時00分（送付の場合は必着のこと）
提出場所は上記1に同じ。

(2) 入札書・企画書の提出方法

持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）とする。電子メール、ファクス等は不可。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 開札の日時及び場所

日時：令和元年（2019年）8月9日（火）16時
場所：札幌市役所本庁舎9階会議室

(5) 契約書作成の要否

要

6 落札者の決定方法等

(1) 企画審査

本市が設置する審査委員会が、企画内容を審査・評価し、「企画点」を決定する。

(2) 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格点」と企画内容を評価する「企画点」の総得点が最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設けるため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に

適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち価格点と企画点の総得点が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、低入札価格調査要領第7条の2の規定に基づく業務費内訳書等審査基準を設定する。

(3) 低入札価格調査について

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限については、別途通知する。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(4) その他入札手続きの詳細は、入札説明書による。